

審査の結果の要旨

氏 名 河野 有理

本論文は、近代日本の出発点において、西洋政治思想の総合的な受容を試み、その後の国家建設と社会改革とに大きな影響を及ぼした論説雑誌、『明六雑誌』（全43号、1874年～1875年）の思想につき、新しい角度から解明したものである。従来の研究では、その寄稿者のうち、福澤諭吉に代表される洋学系の知識人に注目することが多かったが、本論文は、儒学（朱子学）者、阪谷素（さかたに・しろし、号は朗廬、1822年～1881年）に焦点をあて、政治をめぐる徳川時代以来の論争史の上に、『明六雑誌』による新しい展開を位置づけ、西洋化・「啓蒙」活動といった、一面的な規定にとどまらない、さまざまな論争の軸が存在していたことを、分析の焦点とする。

序章・終章を含めれば全五章分で構成されている本論文の内容は、おおむね以下のとおりである。

序章「問題関心と先行研究の検討」において筆者は、これまでの『明六雑誌』研究がとった分析視角を批判し、新しい接近手法を提唱する。「啓蒙」や「ナショナリズム」や「文明」といった一つの観点によって、『明六雑誌』の思想を総括することは、彼らが実際にどんな問題をめぐって、どのように議論していたのか、その実態からかけ離れてしまう。また、よく注目される福澤諭吉が、わずか三篇しか執筆していないのに対し、阪谷素は十六篇と、もっとも精力的な寄稿者であった。そこで筆者は、さまざまな思想上の立場が交錯する『明六雑誌』について、その議論の空間を、阪谷を中心に分析する視角をとる。

第一章『文明』と『開化』で筆者は、同時代の用語法に着目して、『明六雑誌』寄稿者の多くが、文化が高度になり道徳が完備した、あるべき秩序としての「文明」と、即物的な技術の発展としての「開化」との間に、対立関係を見いだしながら議論したことに着目する。彼らは、「開化」が、市場における競争や性風俗において、「欲」の野放図な増大をもたらすという危機感を共有していた。したがって「欲」を統御し「文明」の秩序を実現することが統治者の任務であると考え、そのために、被治者からの「信」を得る方策をめぐり議論を闘わせた。津田真道はその鍵を宗教（「法教」）に求めたが、これに対して、あくまでも政治制度を通じた「信」の獲得を説いたのが、柏原孝章と阪谷素であった。

阪谷は、朱子学に基づきながら、「民撰議院」制度の採用を通じ「租税公共の政」を行なうことを、『明六雑誌』上で提唱した。租税の徴収と配分につき「合議」する過程で、人々の多様な「欲」は、全体を導く一つの「精神」に転化する。欲望が放恣に流れず、「天下の公心公義」へと昇華してゆく、一種の教育の回路として、阪谷は政治を位置づけた。

第二章『明六雑誌』における『議会』は、阪谷の構想を中心にして、議会制度の受容にかかわる諸議論を整理している。

伝統的に東アジアにおいて、政治体制をめぐる議論は、中国古典に言う「封建」制と「郡県」制との得失をめぐる展開していた。そのことは、本論文が扱う時代の日本思想においても例外ではない。徳川末期から明治初年にかけては、「封建」制の改良を唱える者（加藤弘之・阪谷素）からも、「郡県」制への転換を唱える者（津田真道など）からも、それぞれの論理で議会制度の採用が提唱されていた。廃藩置県により郡県制が採用され、論争が決着を見たあとでも、板垣退助らの「民撰議院設立建白書」（1874年）は、地方分権と士族の「気力」とを維持する「封建」制の美点を、郡県制に注入する機関として、議会の開設をめざしたのである。

他方、『明六雑誌』で、津田真道や神田孝平は、人民の「智恵」を集め、政府に対する「監察」と「会計検査」を合理的に行なえる、「郡県」制に立脚した議会構想を提示した。阪谷の場合は、租税制度に着目する点は津田や神田と共通するものの、討論を通じた「精神」陶冶の機能を議会に期待する側面では、板垣に近い。しかし、士族の「気力」にこだわる板垣らに対し、阪谷は、金銭に対する人間の欲望に着目し、そうした「欲」が「公」的なものに昇華されることを通じ、真の「気力」が充実すると論じた。

第三章「阪谷素の政治思想」は、阪谷の政治思想の形成過程をたどり直して、その思想について、より掘り下げた分析を行なっている。ほとんど放浪癖と言ってよいほど、各地への旅行経験を重ねて青年期をすごしたのち、嘉永六（1853）年の母の死をきっかけに、阪谷は生地備中にとどまり、朱子学の「理」と「気」の体系に脚をすえて講義を始め、基本的な教訓テキストである『白鹿洞揭示』を熱心に復唱しながら、「道理」「天理」の社会における実践を求めようになった。公武合体論と開国論が、その選んだ政論上の立場である。また阪谷は、西洋諸国においては「耶蘇教」が人心を統合し、国家の「富強」を支えていると見ていた。これに対し、来世の安楽という「利」ではなく、朱子学の「理」に立脚した統合を達成する手段として、「会議」を提唱する。「合議討論」の過程で、個人は「私見」を離れ、真の「公論」を発見していく。『白鹿洞揭示』で示された学問の方法としての討論は、同時代の朱子学者、横井小楠などの場合と同じく、議会制度（阪谷の言葉では「合議局」）の理解を通じて、政治体制の根幹をなす回路へと転用されたのである。徳川末期には諸藩の再統合のために、明治初年には五箇条誓文に言う「公論」の制度として、阪谷は「会議」機関の創設を唱えた。

ただ、明治政府が発足当初に神道の国教化を掲げ、仏教・キリスト教との対立が問題化すると、天照大御神などの「天祖」への崇拜と、儒学との関係をめぐり、阪谷の議論はいったん迷いを見せる。しかし、『明六雑誌』上での討議と「民撰議院設立建白書」をめぐる論争に加わることで、阪谷は思想をさらに成熟させた。「千殊万別」に対立した宗教（「教法」）が説く、来世に関する不安や希望の次元との混同を避け、あくまでも現世の「財貨」にかかわる「欲」に視野を定め、その相互調整を通じて、さまざまな立場を共存させよう

とするのである。朱子学者の言説としては大胆にも、「欲」の働きを原則として是認した上で、「会議」はもはや、抽象的な「理」を発見する場ではなく、「財貨」の適切な配分を決める「議院」での「合議」へと、その役割が明確化される。ここに確立したのが、前二章で触れた、阪谷による「租税公共の政」の政体構想だったのである。

終章は、『明六雑誌』寄稿者の多くが共有した問い、すなわち、人々の「欲」の噴出を前にして、政府がいかにして統合をなしとげ、正当性を確立するかという問題が、阪谷においてももっとも純粋な形で考えぬかれたと総括する。阪谷は、『明六雑誌』の議論の空間を象徴する人物として、むしろ福澤諭吉より重要な位置にある。そのことを示唆しつつ、本論文は閉じられている。以上が、本論文の要旨である。

本論文の長所としては、次の諸点を挙げることができる。

第一に、明治初期の個々の思想家の思想ではなく、『明六雑誌』の思想を探るという分析視角によって、そこで闘わされた議論の豊富さと、思想展開のさまざまな可能性とを明らかにした。従来も、本論文が言及する、大久保利謙・鳥海靖・戸沢行夫といった、歴史学畑の研究者による仕事に見られるように、『明六雑誌』の活動の全体像を描こうとする研究が、なかったわけではない。しかし、それらの諸研究が、設立・解散の経緯や寄稿者の経歴といった、活動の言わば外的な側面に視野を限っていたのに対し、筆者は、『明六雑誌』の論説の内容そのものに分析のメスを入れる。その結果、明治初年という日本近代史上、重要な時代において、どのような政治思想上の議論が展開されていたのか、その姿を動的に描くことに成功している。

第二に、議会の開設をめぐる、『明六雑誌』寄稿者たち、およびその周辺の論者による言説を、ていねいに分析することを通じ、近代日本における議会制度の受容が、西洋の制度を単純に移植したのではなく、思想上の議論の一定の蓄積の上でなされたことを、詳細に跡づけた。朱子学における学問の方法としての討論の重視が、議会制度の理解に資したことは、先行研究でも指摘されていたが、本論文は、これに加えて、人間どうしの「欲」の対立にいかに対処するかという人間学的観点と、封建制と郡県制の選択をめぐる前近代以来の国制論の観点とを指摘し、当時に展開していた議論の厚みを、巧みに再現している。

第三に、『明六雑誌』の最多寄稿者であり、多くの読者を得たと思われるにもかかわらず、従来、研究に乏しかった阪谷素の思想について、その内実を明らかにし、意義を説得的に説明した。先行研究の少なさは、近代思想の研究者に、徳川時代の思想に関する素養が乏しいという事情に、大きく由来するが、筆者は、儒学思想に関する研鑽を積んで、みごとにその限界を突破した。また、国立国会図書館に所蔵された、阪谷関連の未公開原史料を多数利用して叙述されていることも、特筆すべきであろう。阪谷の、朱子学を基礎とした議会論や租税論を分析したことは、中国・朝鮮の同時代思想との比較にも寄与するものであり、研究史を大きく前進させた。

ただし、本論文にも短所がないわけではない。

第一に、まず第一章で『明六雑誌』を概観し、その背景となった封建制・郡県制をめぐる議論を第二章で分析し、次いで阪谷の思想形成を第三章で追うという、いわば倒叙法のような構成をとった結果、一読しただけでは全体の議論がわかりにくくなっている。この点、本文と注に相互参照の説明を追加するなど、工夫がもっとあってよかった。

第二に、『明六雑誌』で行なわれた議論を、幅広く押さえて分析してはいるものの、人間の欲望をめぐる議論、封建・郡県論、議会制度論の三者に、重点を置いた結果、それ以外の議論につき、説明が十分になされていない。このほかの議論をも十分に咀嚼しながら整理すれば、より総合的に、『明六雑誌』の思想空間を再現できたはずである。

第三に、章・節の題名が、目次と本文とで異なっている箇所があり、文献目録にも不備がある。こうした形式上の不手際も、博士論文としては画龍点睛を欠くうらみが残る。

しかし、以上の短所も、本論文の意義と価値とを大きく損なうものではない。これは、大学院での研鑽の上に、前近代思想と西洋思想とが交錯する、明治初年という研究困難にして重要な時期の政治思想にとりくみ、その像を新たに描いた、画期的な学問業績である。以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度の研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。